

## 堺市社会福祉協議会職員の不祥事について

堺市社会福祉協議会職員が、不適切な事務処理によって利用者等の口座から預貯金の出入金等を行い、これらの一部を横領していることが下記のとおり判明しました。

利用者をはじめ関係者の皆様に深くお詫びします。今後は、組織内のチェック体制を強化するとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

### 記

#### (1) 概要

堺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員が、平成30年10月から令和2年4月までの1年7か月の間に、日常生活自立支援事業において、利用契約書を作成せずに利用者の預貯金通帳や印鑑を当人から預かって預貯金の出入金を行い、併せて利用契約を締結している利用者の口座からも必要な手続きをとらずに預貯金を出入金し、また、利用者口座への預入を依頼された現金を入金せず、これらの一部を横領していました。

#### (2) 当該職員

所 属：堺市社会福祉協議会 生活支援課

年 齢：20歳代（男性）

採用年月日：平成28年4月1日

#### (3) 経緯

令和2年4月5日 社協内での人事異動に伴う引継ぎの際、当該職員の業務用カバンの中に利用契約者以外の方の通帳、印鑑、契約関係書類があることに引継ぎを受けた職員が発見。

当該職員をはじめ関係者への聞き取り調査等を開始。

令和2年5月25日 当該職員から、利用者及び契約締結をせずに金銭管理を行っていた方の口座から依頼額と異なる金額を出入金し、差額を横領していたとの供述があった。

令和2年5月27日 当該職員から、利用者口座への預入を利用者から依頼された現金について、入金せず横領していたとの供述があった。

令和2年5月29日 現時点での横領内容（7人から約400万円横領）

#### (4) 今後の方針

速やかに、不適切な事務処理が判明したすべての利用者及び現金受け渡しの際の立会者への聞き取り調査等を、社協はもとより外部の弁護士等の協力も得て実施し、全体的な横領した金額を確定します。

調査終了後、堺市社協懲戒等審査委員会で審査を行った上、当該職員を含む関係職員の処分を社協として行います。

併せて社協として一定の手続きを経た後、速やかに刑事告訴をしたいと考えています。

なお、現時点では当該職員は横領した金額すべてを弁済する意向を示していますが、いずれにしても社協として主体的に弁済し、当該職員に求償を求める方針です。

再発防止策については、当面は通帳や印鑑を預かる際に複数名の職員が同席し、通帳への代理人設定事務を徹底するなど、チェック体制の強化を図ります。また、生活支援課以外の職員が月に一度、台帳と通帳の出入金をチェックするとともに、年に数度、税理士など外部の方によるチェック体制を構築してまいります。そのほか、事業に従事するにあたっての基本的なモラルや規範を醸成するための研修なども実施致します。

長期的には外部有識者の参画も得て、全事業の再点検を行い業務改善に努めて参ります。

■問い合わせ先

(社会福祉協議会について)  
担当課 堺市社会福祉協議会 総務課  
担当者 松本  
直 通 072-232-5420  
FAX 072-221-7409

(日常生活自立支援事業について)  
担当課 堺市社会福祉協議会 生活支援課  
担当者 浅野  
直 通 072-232-7771  
FAX 072-232-7771

## 【参考】

### ○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々が自立して地域生活を営むことができるように、在宅生活を支援する制度。社会福祉法に規定されている第二種社会福祉事業であり、都道府県、政令指定都市社協に実施が義務付けられている。

堺市社会福祉協議会では、平成12年10月から協議会の独自事業として実施。

（事業内容）

- 1 福祉サービスの利用援助
- 2 日常的金銭管理サービス
- 3 書類等預かりサービス

（事業利用の流れ）

- 1 相談・利用受付
- 2 訪問調査
- 3 支援計画の作成、契約内容の受付
- 4 契約の締結（利用者と社協とで契約書の取り交わし）
- 5 生活支援員によるサービス開始